

○ 売春防止法

平成、八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律（平成二・五・六・一九法四九附則九条）平成二・八・六・一八までに施行

（補導処分）

第七 第七条① 第五条の罪を犯した満二十以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

②（罰）

生活環境の調整

第四 第四條①（略）
② 前項の規定による措置については、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十一条第一項の規定を準用する。

（仮退院を許す処分）

第五 第五條①③（略）

④ 第一項の仮退院については、更生保護法第三條、第三十五條から第三十七條まで及び第三十九條第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同法第三十五條第一項中「前条」とあるのは、「売春防止法第二十五條第三項」と、同条第二項中「刑事施設（労務場に留置されている場合には、当該労務場に附置された刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは、「婦人補導院の長」と、同法第三十六條第一項中「刑事施設（労務場に留置されている場合には、当該労務場に附置された刑事施設）又は少年院」とあるのは、「婦人補導院」と、同法第三十七條第二項中「第八十二條」とあるのは、「売春防止法第二十四條第一項」と、同法第三十九條第三項中「第五十一條第二項第五号」とあるのは、「売春防止法第二十六條第一項において準用する第五十一條第一項第五号」と、第八十二條とあるのは、「同法第二十四條第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは、「売春防止法第二十五條第一項」と、刑事施設」とあるのは「婦人補導院」と読み替えるものとする。

（仮退院中の保護観察）

第二 第六條①（略）

② 前項の保護観察については、更生保護法第三條、第四十九條第一項、第五十條、第五十一條、第五十二條第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四條第二項、第五十五條から第五十八條まで並びに第六十條から第六十四條までの規定

を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第五十條第三号中「第三十九條第三項（第四十二條において準用する場合を含む。次号において同じ）」とあり、及び同条第四号中「第三十九條第三項」とあるのは、「売春防止法第二十五條第四項において準用する第三十九條第三項」と、同法第五十一條第二項中「第七十二條第一項、刑法第二十六條の二及び第二十九條第一項並びに少年法第二十六條の四第一項」とあるのは、「売春防止法第二十七條第一項」と、同法第五十二條第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは、「仮退院」と、同法第五十四條第二項及び第五十五條第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは、「婦人補導院の長」と、第三十九條第一項又は第四十一條」とあるのは、「売春防止法第二十五條第一項」と、懲役若しくは禁錮の刑又は保護処分」とあるのは「補導処分」と、同法第六十三條第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第七十二條第一項、第七十六條第二項又は第八十條第一項」とあるのは、「売春防止法第二十七條第二項において準用する第七十三條第一項」と、同条第九項中「第七十一條の規定による申請、第七十五條第一項の決定又は第八十一條の規定による決定」とあるのは、「売春防止法第二十七條第一項の決定」と読み替えるものとする。

更生緊急保護

第三 第三條

婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者については、更生保護法第八十五條第一項第一号に掲げる者となし、同法第八十五條から第八十七條まで及び第九十八條の規定を適用する。この場合において、同法第八十五條第一項及び第四項並びに第八十六條第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「補導処分」と、同項中「検察官、刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同条第三項中「刑事上の手続に関与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労務場に留置されていた場合には、当該労務場に附置された刑事施設）の長若しくは少年院の長」とあるのは「が収容されていた婦人補導院の長」と、同項ただし書中「仮釈放の期間満了によつて前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第八号に該当した者」とあるのは「売春防止法第三十條の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者」とする。